京都市作成案（令和５年９月）

都市計画局住宅室住宅政策課
企画担当：☎075-222-3666

賃貸型応急住宅とは

大規模災害が発生すると…家を失った方に応急仮設住宅が必要となります

土砂崩れ

地震

台風

賃貸型応急住宅とは、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として活用する制度です

賃貸型応急住宅：災害により住宅が全壊等の被害を受け、自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者に対して、災害救助法に基づき、京都市が民間賃貸住宅を借上げて応急仮設住宅として提供する制度です。（災害救助法第4条第1項第1号）

賃貸型応急住宅制度の概要

家主（貸主）・京都市（借主）・被災者（入居者）の三者で賃貸借契約（三者契約）を締結します
（入居期間が最長２年間の定期建物賃貸借契約です）

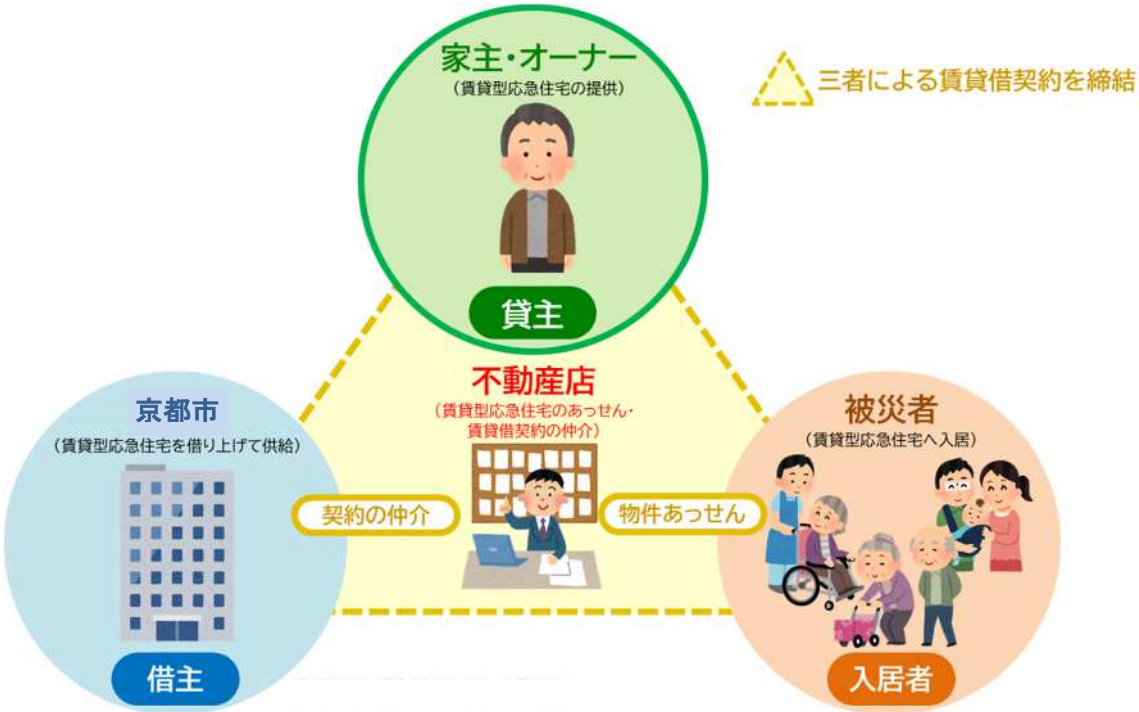

協定団体・不動産店の対応イメージ★手続き全体の流れ★

平時・災害時・入居後に以下のような手続きにご協力いただきます

平時

協定団体

- 協力店舗の選定・名簿作成
  - ➡ 京都市、協定団体からの制度周知
- 連絡体制の確認
  - ➡ 不動産店・京都市担当部局

不動産店

- 賃貸型応急住宅制度を理解
- 連絡体制の確認
  - ➡ 不動産団体・京都市担当部局
- 貸主への制度周知と意向確認
  - ➡ 借上げ可能物件の確認

災害時

準備

協定団体

- 名簿更新とりまとめ
- 借上げ可能戸数見込みとりまとめ

不動産店

- 協力意思について回答
- 借上可能戸数見込みの情報収集
- 制度開始の確認・要件の確認
  （家賃上限や住宅の要件など）➡ あっせん受付開始

物件紹介

- 被災者へ物件のあっせん➡ 入居可能物件の紹介
- 貸主へ同意確認➡ 貸主へ電話などで確認
- 入居申込書の作成協力
  - ➡ 入居者情報・物件情報の入力・データ送付

この後、京都市から契約依頼書が通知されます。
契約手続きへ

契約手続き

- 重要事項説明書・定期借家説明書・賃貸借契約書各3部(被災者・貸主の押印)の作成
  - ➡ 京都市へ送付
- 契約書2部受領・鍵引渡し
  - ➡ 契約書を貸主・入居者へ
- 入居確認
  - ➡ 入居完了報告書を行政に送付

入居後

不動産店

- 入居後の対応➡ 住替え等の相談・再契約手続き
- 退去に向けての案内➡ 京都市と連携し対応
- 退去確認・原状回復
  - ➡ 退去立合い・原状回復費の清算